

資料

ウトロ放火事件公判への意見書

板垣 竜太[†]

要約：本資料は、2021年8月30日に起きたウトロ放火事件の公判（京都地方裁判所）に際して担当検事に提出した意見書である。本件は国内外で一般にヘイトクライムと総称されるものに他ならず、したがってそうした一貫した視点から裁かれるべきものである。人種差別撤廃条約の締約国である日本の国家機関は、ヘイトクライムを人種差別的な暴力行為について加重処罰する義務がある。それは人種差別的動機にもとづくヘイトクライムの被害が通常の犯罪に比べて深刻なものだからである。意見書ではこの観点から本件の被害の深刻性、広範性、長期持続性を論証するとともに、被告人の人種差別的動機を錯誤相関や脅迫的效果の意図といった側面から実証した。

キーワード：ヘイトクライム、レイシズム、在日コリアン

目次

1. はじめに：ヘイトクライムという一貫した視点で裁かれるべき事件
2. 人種差別撤廃条約の締約国はヘイトクライムの加重処罰の義務を有する
3. 被害の深刻性、広範性、長期持続性こそが加重処罰の根拠となる
4. 人種差別的動機とその悪質性
5. おわりに

【解題】

ここに公開するのは、京都地裁で審理が進められているウトロ放火事件の公判に際して、2022年5月31日に京都地方検察庁の検事に提出した「意見書」である。本件で被告人は、①2021年7月24日に在日本大韓民国民団愛知県本部および愛知県学園名古屋韓国学校に放火し、②その数日後に奈良県内の在日コリアン関連施設に放火し、③8月30日に京都府宇治市ウトロ地区の家屋に放火した。この意見書は、ウトロ住民の代理人をつとめている弁護団からの要請にもとづき、この一連の事件がヘイトクライムに他ならないことを担当検事に理解してもらうための一種のレクチャーとしてまとめたものである。

本件は誰がどう見ても典型的なヘイトクライムであるが、問題は、日本の刑事司法がヘイトクライムをヘイトクライムとしてしっかり裁いたことが一度もない点にある。だからこそ本件をヘイトクライムとして裁いてもらうために意見書を提出することになったわけだが、実のところ刑事事件で意見書を提出することはあまり一般的なことではない。一部

[†]同志社大学社会学部教授

*2022年7月4日受付、2022年7月8日掲載決定

の被害者参加のケースを除き、一般に刑事裁判は裁判官、検察官、被告人（およびその弁護人）によって構成されている。刑事事件の被告人を支援する運動であれば、弁護人を通じて意見書を提出したりすることは可能だろうが、この事件では被告人こそが放火の容疑者である。今回は被害当事者が公判で意見陳述することができたものの、第三者が裁判官に意見書を提出することなどできない。一方、担当検事が本件をヘイトクライムとして裁くことにどれほど意欲的であるか、どれほどの理解と知識があるかも分からない。そこでウトロ住民の弁護団が、少しでも好条件をつくりだそうという努力の一環として、担当検事に意見書を提出することにしたものである。

公判は第1回（2022年5月16日）、第2回（6月7日）、第3回（6月21日）の3回開かれた。第1回では検察官の冒頭陳述や証拠調べの最初の手続きがおこなわれ、第2回の期日に被告人に対する尋問があり、第3回に被害者の意見陳述を経て検察官の論告求刑をもって結審となった。実は意見書の提出は最初から決まっていたことではなかった。第1回公判の冒頭陳述を見て、検察官が本当にこれをヘイトクライムとして裁こうとしているのか不明瞭であったことを受けて、弁護団が急遽その提出を決めたのである。それも被告人尋問がある第2回期日より前には、検事が目を通してというのが理想的だとすることで、5月末提出というスケジュールとなった。私に依頼が来たのは5月18日のことなので、2週間足らずのあいだに本意見書をまとめることになった。授業期間中に慌ただしくまとめたものであるため、内容に深みがありなく、推敲も不足してしまっていることはご海容いただきたい。

実は第27パラグラフで、被告人が逮捕されたときのヤフーニュースのコメント（いわゆる「ヤフコメ」）を複数引用して、その反応を分析した箇所がもともとあった。特に一部のヤフコメでは、放火という手段は非難しつつも被告人の主張には賛同しているとも見られるものがあり、それらを引用していた。しかし、在日コリアンに対する偏見から決して自由ではない検事がこれを読んだとき、ことばを尽くして一つ一つに反論をしておかないと、賛同している人々もいるという証拠として印象づけられてしまうという懸念があり、締切時間の関係もあって最終段階でばっさり削除した。注44で「〔 〕内は板垣の補足である」という一言を消し忘れているが、それがその痕跡である。以下は削除したヤフコメの引用である。

- ①入管の件もそうだが、そもそも不法を働いたのはどちらかという視点が抜けている。〔そもそもウトロが「不法」だったという論理。〕
- ②法から逸脱する抗議など 賛同されないし 賛同しても 相手側の利や得になる〔やり方がよくないが問題意識は共有するという議論。〕
- ③メディアさんよ、マスメディアさんよ、もうアンタら言うことを信じる時代は終わりましたよ。〔「ヘイトクライム」として報道するメディアへの批判。〕
- ④コレ見て地元にも不法占拠している場所あったなと思って検索したら、全部立退きが済んだようで更地になって再整備事業がすでに始まっていた。キレイな公園が出来上がるようで何より。〔こうした集落は消え去って当然という論理。〕
- ⑤少数派に対してでも多数派に対してでもヘイトスピーチは等しく禁止し罰則を与えなくてはならないはずなのに、現時点では少数派に対するものだけ取り上げられる。〔中略〕日本人は害意に対して受け身が多すぎる。外国人は害意に対しては非常に反発をするが日本人も【同じように】反発していく時が来ているのではないか。〔日本（人）批判に対しても「ヘイト」として取り締まるべきだという混ぜ返しの論理。〕
- ⑥ウトロは竹島と同じ侵略問題だからね。それを問題として扱えない人たちの方が問題大きいでしょ。ヘイトスピーチどころの話じゃない。／その通り、ウトロは韓国による不法占拠地だ。〔「不法占拠」の論理でウトロと竹島を同一視する。〕
- ⑦「ヘイトは明らかに犯罪」本当にそうでしょうか？この人たちには同じ空間にいてほしくない、というのは極めて自然な感覚と思われれます。〔一緒にいたくない場合は排除

しても構わないという意見。]

2022年6月21日、第3回の期日があった。被害者3名（愛知民団から1名、ウトロから2名）の意見陳述があったあとに、検察官の論告求刑が読み上げられた。私はいつ「差別」やそれに類したことばが発せられるのか、メモを取りながらじっと聴いていたが、そのような表現が一切ないまま、懲役4年が求刑されて終わった。一般的な放火事件のフォーマットにしたがった論告の作文で、せいぜい「在日韓国人及びその関連団体に対して一方的に抱いていた嫌悪感」「偏見や思い込み」といった表現が用いられた程度であった。検察官は被告人の「嫌悪感」ということばをもって、人種差別的動機を書き表したつもりなのかもしれないが、語彙の選択からして本件を個人の感情や認識の問題に落とし込んでいるようにしか見えない。人種差別事件は個人的なものではありえないのに、検察官はこの事件を、被害面においても加害面においても、個人化して捉えてしまったのである。その意味では、残念ながら、本意見書は期待していたような有効活用がなされなかったと評価せざるを得ない。

ところが、その後法廷でハプニングがあった。最後に裁判官から発言を促された被告人が、思わぬことを言い出したからである。被告人は、あらためて弁明しないと言いつつも、「最後に一言」として次のような趣旨の発言をおこなった（手元のメモによる復元）。——いま日本や世界で多くの罪のない人たち、困窮者たちが支援を受けられず見殺しにされている。その一方で、戦争の被害者だという一方的な理由で国民以上の支援を受けている人たちがいる（板垣注：在日コリアンのことを言いたいのだろうが、根拠のないデマである）。私のように差別、偏見、ヘイトクライムの感情を持っている人たちはいたるところに多くいる。仮に私を極刑で裁いたとしても、一個人の身勝手な事件だと部分的に切り取って終息させたとしても、今後いろいろな事件、さらに凶悪な事件が起こることが容易に想像できる。これまで日本の戦争犯罪もあって表現が抑圧されてきたが、これがいつまでも続くわけではない。今後、同様の、それ以上の事件が起き、そのときは命を失う人が出るかもしれない。この事件は単なる個人的な感情の問題ではない——以上のような内容だった。犯行声明ともいうべき内容で、私は背筋が凍る思いだった。ある意味では、検察官が問題を個人化したことに反発して、そうではないのだと堂々とヘイトクライム宣言をしたとも言える。

判決言渡しの期日は2022年8月30日となった。裁判官が人種差別撤廃委員会に課せられた責務をしっかり認識し、被害者の思いを受け止め、画期的な判決を出してもらうことを強く願うのみである。

付記（2022年9月5日）：本稿校正中の2022年8月30日に、京都地裁で被告人に対して、求刑どおり懲役4年の判決が言い渡された。裁判官は、ウトロ地区住民の被害に関して、財産的損害だけでなく精神的苦痛も重く見た。また、放火の動機として「在日韓国朝鮮人という特定の出自を持つ人々に対する偏見」や「敵対感情」を認定するとともに、「排外的な世論を喚起」しようとしたとも認定した。「差別」という表現は結局用いられることはなかったものの、国民的ないし民族的な出自等への偏見にもとづく暴力行為（人種差別的な暴力行為）や、排外主義の世論喚起（人種差別の扇動）は、いずれも人種差別撤廃条約の第4条a項で締約国に撤廃を求めているものである。その意味で、不十分な点はあるものの、この判決はヘイトクライムの判例として位置づけられるべき、新たな一步を踏み出したものと評価しうる。これを生かし、今後のさらなる前進に向けたステップとしていくことが求められる。

京都地方検察庁 検事
〔名前省略〕様

2022年5月31日

意見書

住所 〔住所省略〕

所属 同志社大学社会学部・教授

氏名 板垣 竜太 〔印影省略〕

1. はじめに：ヘイトクライムという一貫した視点で裁かれるべき事件

1. 【自己紹介】 私は現在、同志社大学社会学部社会学科に所属しており、コリア研究（南北朝鮮および在日コリアンを含む研究領域）に携わってきた。日本でコリア研究に関わる過程で、レイシズム（人種・民族差別）の問題に突き当たることが数知れずあったことから、レイシズム研究にも深く関わることになった⁽¹⁾。排外主義団体による京都朝鮮第一初級学校への襲撃事件、企業によるレイシャル・ハラスメント（人種・民族・国籍等を理由としたハラスメント）事件については、それぞれ裁判所に意見書を提出し、レイシズムを法廷に訴えた原告側の勝訴に寄与したこともある⁽²⁾。そうしたコリアンの歴史・現状をめぐる実証研究と司法の現場との橋渡しの役割を果たした経験もあって、弁護士会の講演や研修に呼ばれることも数多い。現在「京都府・京都市に有効なヘイトスピーチ対策の推進を求める会」の共同代表を務めており、近年はレイシャル・ハラスメントに関して企業の研修や各大学の対策調査をおこなってもいる⁽³⁾。

2. 【ヘイトクライムとしての本件】 本意見書は、そうした私の専門的見地からして、2021年8月30日の夕刻に京都府宇治市伊勢田町ウトロ51番地で起きた放火事件（以下「本件」と呼ぶ）が、国内外で一般にヘイトクライム（hate crimes）と総称されるものに他ならず、したがってそうした一貫した視点から裁かれるべきものであることを論ずるものである。

3. 【本意見書の立場と構成】 本意見書の基本的な立場は次のものである。**人種差別撤廃条約の締約国である日本の国家機関は、ヘイトクライムを人種差別的な暴力行為について加重処罰する義務がある。それは人種差別的動機にもとづくヘイトクライムの被害が通常の犯罪に比べて深刻なものだからである。**本意見書は、以上の立場から、まず人種差別撤廃条約にもとづく日本国の義務とヘイトクライム処罰の必要性について確認する（2）。次に、本件が被害の観点から見てヘイトクライムに他ならないことを明らかに

する(3)。そのうえで、本件が加害の観点からもヘイトクライムであることを立証する(4)。

2. 人種差別撤廃条約の締約国は ヘイトクライムの加重処罰の義務を有する

4. 【人種差別撤廃条約締約国の義務】 現在日本では、国際的に「ヘイトクライム」と総称される犯罪に対する処罰が法令上は明文化されていない。しかしながら、人種差別撤廃条約の締約国たる日本国は、人種差別的な暴力行為を加重処罰する義務を有している。常識的なことではあるが、その点をまず確認しておきたい。日本が1995年に加入した人種差別撤廃条約(1965年の第20回国連総会で採択)では、まず第6条において、裁判所および他の国家機関が人種差別行為に対する「効果的な保護及び救済措置」をおこなうべき旨を定めている⁽⁴⁾。また、第4条ではあらゆる人種差別の扇動や行為の根絶を目的とした「迅速かつ積極的な措置をとること」を定めている。

5. 【ヘイトクライム加重処罰の義務】 一方、日本政府は第4条(a)・(b)項で定める次の処罰規定に対しては留保の方針を堅持してきた。

- (a) 人種の優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為又はその行為の扇動及び人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること。
- (b) 人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること。

ここで何よりも留意すべきことは、上記のような人種差別行為を日本政府が一切処罰しないと述べているわけではなく、むしろ逆に「憲法の保障と抵触しない限度において、本条約第4条に規定する義務を履行する」と明言している点である⁽⁵⁾。日本政府は「いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するすべての暴力行為」に関しても、「特定集団に対する暴力行為のみ取り出して重罰化した法律は存しない」としながらも、刑法上の諸規定によって暴力行為を適切に処罰している旨を具体的に述べている⁽⁶⁾。さらに本件に関わって最も注目すべきことは、「人種差別的動機の刑法上の取扱い」について、日本政府が次のように断言していることである(強調および英語原文挿入は引用者)⁽⁷⁾。

人種差別的動機〔racially discriminatory motive〕は、我が国の刑事裁判手続において、動機の悪質性〔vicious motive〕として適切に立証しており、裁判所において量刑上考慮されているものと認識している。

このように日本政府は、ヘイトクライムを処罰する明文規定はなくとも、現行法にもとづく刑事裁判手続において条約の求める審理を十分におこない、それにもとづいて加重処罰をおこなっていると、国際機関において明言している。

6. 【本件審理における国家機関の責務】 本件に関しては、暴力行為の対象が一貫して在日コリアンに関連した家屋や施設であることからして、最初からヘイトクライムであることが強く疑われる事件であり、そのことが内外で広く報道されてもいる。本件の判決が人種差別撤廃委員会の日本政府の次回審査時に報告されることは間違いない。したがって本件の刑事裁判手続に際して、人種差別撤廃条約が日本に課している義務を履行するためには、一般的な犯罪の成立の立証に加えて、本件が人種差別撤廃条約で禁止している人種差別行為であるかどうかを合わせて立証し、そのことが立証された場合には、同条約の第4条を含む各条文の趣旨を実現するための明確な文言を論告や判決に盛り込み、量刑等に反映させていくことが、検察庁にも裁判所にも強く求められているというべきである。本意見書で私が論証するのはまさにこのこと、すなわち被告人の行為が人種差別撤廃条約の定める人種差別的な暴力行為（ヘイトクライム）に他ならないことを、本件に関わって判明しているあらゆる具体的事実が示しているということである。なお、日本政府が人種差別撤廃条約第4条の留保理由のなかで言及している憲法の条文は第21条1項（表現の自由）と、第31条（罪刑法定主義の根拠としての適正手続）であるが、いずれの懸念も本件には何ら関係のないことは明白である⁽⁸⁾。

7. 【加害と被害両面からの立証の必要性】 人種差別的な暴力行為の刑事裁判手続に際して、「人種差別的動機」を動機の悪質性として解明し量刑に反映させるという日本政府の答弁は、ヘイトクライム処罰にとって最低限の必要条件であるが、それは十分条件ではない⁽⁹⁾。人種差別撤廃条約には、ヘイトクライムの処罰にあたって加害者側の動機の立証だけすれば足りるなどとは一言も書いていない。ヘイトクライムを裁くにあたって忘れてはならないのは、被告人の動機の悪質性だけではなく、その犯罪行為が実際に被害者側にどのような影響を及ぼしたかという点についても同時に目を向けることが不可欠だということである。人種差別撤廃条約第1条1項では、次のように人種差別を定義している（傍点は引用者）。

この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享

有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

すなわち人種差別行為は、その行為の「目的」だけではなく「効果」においても定義されている。「又は」で結ばれているので、どちらか一方だけでも人種差別が成立するとはいえ、両方の側面からの立証が必要である。

8. 【加重処罰の根拠としての被害の深刻性】 そしてヘイトクライムによる被害の深刻性にこそ処罰が加重されるべき根拠が存している。 イギリスを中心としてヘイトクライム被害の問題を探究してきた研究者によれば、人種差別動機にもとづく犯罪は他の同種の犯罪に比べて、より多くの苦痛を与える (hurt more)。したがって、「ヘイトクライム事件において、犯罪者の動機が有意味であるのは、おこなわれた特定の犯罪が、異なる動機の同種の犯罪に比べて、より大きな害を与えるタイプの犯罪であるかどうかを判断するときだけである。この観点からすれば、ヘイトクライムの刑罰をより厳しくするのは、そうした犯罪によってより多くの害が加えられたことにふさわしい実質を与えているにすぎない」。犯罪者の動機や犯行の態様などに注目せざるを得ないのは、「ヘイトクライムに起因してより大きくなったと考えられる実害の証拠の多くがあいまいなものである」からだという⁽¹⁰⁾。本意見書でも述べるように (⇒3)、ヘイトクライムの被害の深刻性が明らかであっても、それがあまりに広範にわたっているため、またヘイトクライムの被害を受けた人たちの後遺症が数年後に現れることもあるため、全て隈なく客観的に調べ上げるのは容易なことではない。だからこそ、被告人の人種差別的動機やそれにもなう犯罪の態様を解明することが、被害の深刻性との関係においてとりわけ重要になってくる。私は本件の場合、その両者とも論証が可能であり、しかもその両者、すなわち加害者の人種差別的動機と被害の深刻性が分かちがたく結びついていると考えている。

9. 【本意見書の事実認定の根拠】 本意見書では、第1回公判期日で読み上げられた公訴事実、冒頭陳述要旨 (以下、[冒陳]と略す)、甲号証の要旨などのほか、弁護士から口頭で聞いた諸事実をまず中心に据える。また、本件においては、複数の記者が拘置されている被告人と接見したり書簡を交換したりしており、その内容が比較的詳細に報道されている⁽¹¹⁾。そのなかで被告人はその認識や動機等を赤裸々に語っており、複数の報道や冒頭陳述を見比べても発言間にこれといった相違は見られない。法廷に提出された文書ではないが、その内容の信憑性が高いと判断し、本意見書で適宜引用、参照する (以下、[報道]と略す)。その他、ウトロ住民の弁護団から本意見書を準備するにあたって得た情報も適宜用いる (以下、[弁護団]と記す)。

3. 被害の深刻性、広範性、長期持続性こそが加重処罰の根拠となる

10. 【ヘイトクライム被害の甚大さ】ヘイトクライムの特徴は、犯罪の直接の被害者を超えて、攻撃の対象とされたものと同じ属性をもった人々にまで大きな負の影響を与えることにある⁽¹²⁾。ヘイトクライムが「メッセージ・クライム」だとも言われるのも、「当初の被害者」を超えて、「近隣に住む当初の被害者の集団」、「より遠方に住む当初の被害者の集団」、「その他のターゲットとされたコミュニティ」へと実害が広がっていくからである⁽¹³⁾。これはヘイトクライムの「脅迫的効果」(*in terrorem effects*)とも呼ばれており、ターゲット〔に〕なりえた人々のあいだにショック、怒り、恐怖心と傷つきやすさ、劣等感、暴力の規範性の認識などが複合的に見られることが研究で確認されている⁽¹⁴⁾。以下に述べるように、本件でもこうした点が確認される。

11. 【直接の被害者】まず、本件における直接の被害者を確認しておきたい。「公訴事実」によれば、被告人の放火によって家屋等6棟が焼損し、その焼損面積は389平方メートルに及ぶ。罪名は「非現住建造物等放火」と記されているが、6棟のうち2棟は「現住」と認定されており、さらにそのうち1棟は4名が「現住かつ現在」と認定されている。人命が失われても全くおかしくない危険な状況だったと考えられる。実際、出火した建物の隣にあった大西磯さん宅では家族4名が暮らしていた。児童が2名おり、火災があった時間はふだんであれば家にいる時間であったが、その日はたまたま遊びに出ていた。子ども部屋は2階で、最も早い段階で燃え広がった場所であり、もしいつでもおり部屋にいたら命が危険にさらされた可能性も十分ある。火が上がったのを知って大西さん自身は慌てて玄関から飛び出したが、抱いて逃げた愛犬のバグはその命を失った。こうした点から見て、本件に現住建造物等放火罪が適用されない理由は全く理解できない。延焼はたまたま6棟（ウトロの関係者によれば7棟）にとどまっただけで、さらに燃え広がる可能性は十分あったと判断される。ウトロ地区には都市ガスが引かれておらず、プロパンガスが使われており、そのボンベに引火した場合には大惨事になった可能性もある。本件における「非現住物等放火」の狭義の被害者は、こうした放火の物理的危険が及んだ全てのウトロ住民である。本意見書では、このことを大前提としながらも、本件の被害者はこれにとどまるものでもないし、被害も単に物的なものにとどまらないことを述べる。

12. 【ウトロの歴史から見た被害の深刻性】ウトロ放火の深刻性を理解するためには、歴史的経緯を踏まえることが不可欠である。ウトロ地区は、アジア太平洋戦争の最中に大日本帝国政府が推進した京都飛行場の建設に際して集められた朝鮮人労働者たちの飯場跡に形成された集落である⁽¹⁵⁾。日本の敗戦によって建設工事が中断され、働いてい

た朝鮮人労働者たちは放置された。朝鮮に帰る資金とあてのある者は帰還したが、やむをえずこの地区にとどまる者もあった。そもそも朝鮮半島の生活基盤を失って日本にやってきて帰る先のなかった者、南北朝鮮の分断が解決してから帰ろうとするうちに時が経った者、持ち帰り可能な現金の上限に躊躇せざるを得なかった者など、その事由はさまざまだったが、それはとうてい「自由意志」の産物といえるようなものではない。アパートを借りようにも「朝鮮人お断り」が当たり前のようにおこなわれ、多くの職業から在日朝鮮人排除が一般化していた時代に、ウトロには行き場を失った朝鮮人たちも流れ住むようになった。

こうしてウトロに住むことになった住民たちは、誰からも支援を受けることのない状況で、自ら家を建てなおし、畑を耕し、豚を育て、井戸を掘り、濁酒を醸し、廃品を探し歩いて売り、子どもたちのために学校をつくり、台風や大雨の被害からその都度立ち直りながら、自らが生きるための場所を自らつくりあげてきた。何もなく、放置されていた空間に住民たちが自らの生活の場を築き上げたのである。戦後日本の市民社会に安住してきた日本人の目からすれば「逸脱」と見えることがあったとしても、それは「彼女らのようなマイノリティが「お上品」に生きられるほど、ウトロを取り巻く日本社会は公平公正でもなければ優しくもな」かったからである⁽¹⁶⁾。

バブル経済真っ盛りの1980年代末になって突然、ウトロの地は土地転がしの対象となった。西日本殖産という不動産会社が強制立ち退きを迫り、訴訟へと発展した。住民たちは自らつくりあげた自分たちのウトロに生活しつづけながら抵抗した。当時の立て看板に「ここで生きたい」「われら住んでたかう」「ウトロに住み続ける為のたたかいは止めません」「우토로에서 살아왔고 우토로에서 죽으리라 (ウトロで生きてきたし、ウトロで死ぬのだ)」などと書かれていたように、そこで生活すること自体が日本社会の排除に抗ってきたウトロの朝鮮人住民の歴史そのものであった。住民が裁判に敗訴したものの、日韓の市民の支援もあって、土地所有者と住民のあいだには既に合意が形成されており、現在「土地問題」といえるものはウトロに存在していない。

しかしながら、その間に多くの住民が、逝去や転出などによってウトロから去らざるを得なかった。だからこそ、どのような「廃墟」であっても、どのようなみすぼらしい看板であっても、それらは朝鮮人住民が自らの力で生き抜いてきた証に他ならない。この地域に20年以上に渡って通ってきたジャーナリストは、「識字率の低さもあり、ウトロに「郷土史家」はいなかった」と表現している⁽¹⁷⁾。つまり、かつてのウトロを知る人々の身心に刻まれた記憶以外には、生活の痕跡である建物や日用品、地域を守り抜いた象徴である看板などこそが、この地域の歴史を生々しく物語る史料（マテリアル）である。その貴重な価値が理解されていたからこそ、ウトロ民間基金財団は2022年4月の開館に向けて準備していたウトロ歴史祈念館の展示品の候補として、そうしたさまざま

まな史料を倉庫に保管していた。

それが本件被告人の手により燃やされてしまったのである。被告人の放火によって36枚もの看板や生活用品や建物が焼失したことは、ウトロの歴史を後世に伝えるためのかけがえのない史料、この地に生きて死んでいった人々の魂の証とも言えるものが永遠に喪失してしまったということを意味している。これは金銭的な交換価値では計ることのできない（置換不可能性）、そして二度と取り返しのつかない損失である（回復不可能性）。南山城同胞生活センターの金秀煥さんは、これを「とてつもない損失、本当に取り返しもつかないものが奪われた」と表現している⁽¹⁸⁾。本件においては、こうしたウトロの歴史的経験を踏まえた審理が不可欠である。

13. 【ウトロ出身者の被害】 その喪失感は、この地区に現住している者だけが感じていることではない。ウトロで生まれ、現在韓国に住んでいる具良鉦さんは、その喪失感について次のように語っている⁽¹⁹⁾。

放火犯は、たくさん看板を燃やしました。看板は、ウトロの生きた歴史です。私はあの看板が、ウトロのどこにかかっていたかさえ、記憶しています。裁判が始まった頃、陸上自衛隊大久保駐屯地との境界にかかった看板、「우트로에서 살아 왔고, 우트로에서 죽으리라」(ウトロで生きてき、ウトロで死ぬのだ)、裁判の中盤にさしかかったときに出てきた「オモニの歌」、「ウトロに愛を」。そして、世界市民の良心に勇気を得て掲げられた世界人権宣言の看板、それから国連特別報告者ドゥドゥディエン氏訪問に前後して掲げられたイラスト看板。

私は今回、放火により看板が焼失したと聞き、私の体が燃やされたようでした。なんとか守ってきた歴史資料さえ、灰となりました。なぜいつも私たちなのか。

昨日の明け方、突然ウトロのことを考えながら目が覚め、気づけば涙が頬を伝っていました。ウトロでの楽しい記憶とともに、変わっていったウトロの様子、隠していた自分、そして家がなくなった様子、最後に放火により燃えるウトロで頭がいっぱいになりました。

具良鉦さんの一家は、ウトロ土地裁判の最中に、この地から転出する選択を余儀なくされた。当時の家は既に取り壊されて現存しない。出身校だった京都朝鮮第一初級学校には、2009年12月に排外主義団体が押し寄せた。その後、その校舎も統廃合により失われた。そしてウトロの記憶を伝えてきた看板が、今回の放火で焼失した。幼少期にこの地に住んだ具良鉦さんにとって、ウトロの生活も土地をめぐるたたかいもともに身心に深く刻まれており、だからこそその焼失は自分の体が燃やされたと感じるほど衝撃的なものだった。「なぜいつも私たちなのか」と語るように、具良鉦さんにとってこの事件は、在日朝鮮人に対して日本社会が投げかける偏見のまなざしと攻撃の数々を再び想起させるものでもあった。明け方に涙とともに目が覚めてしまうというPTSDの症状とも見られるものが起きているのは、そうしたトラウマ的記憶とでもいべきものが甦ら

されたからに他ならない。

14. 【事件の社会的影響の甚大さ】 ここで重要なのは、本件がコリアンに関連した家屋・施設を狙った連続放火事件だったと発覚したことが、より大きな衝撃を社会的にもたらしたということである。上記の「なぜいつも私たちなのか」という具良鈺さんの語りも、そうした放火だったと知ったときの衝撃として述べられていることに注意されたい。2021年8月30日の火災当日から同年12月6日の被告人逮捕に至るまでのあいだ、一般には火災の原因は不明として伝わっていた⁽²⁰⁾。住民側は放火を疑いながらも、そうであってほしくないという思いも同時に抱いていた⁽²¹⁾。その思いも被告人の逮捕によって打ち砕かれた。逮捕当日から翌日にかけての報道で、被告人がウトロへの放火容疑だけではなく、名古屋市にある在日本大韓国民団（以下、単に「民団」と略す）に火を付けた容疑で既に10月に愛知県警に逮捕されていた事実も合わせて伝えられた⁽²²⁾。ウトロの火災が放火によるものであり、またその容疑者がウトロ地区とは何らの関係を持ったことがない人物だと分かっただけでも、容疑者の人種差別動機が強く疑われるところであるが、民団の建物にも放火したことが判明したことは、多くの人々に、これがコリアンを狙ったヘイトクライムであるという嫌疑を抱かせるに十分だった。

15. 【さらなる被害の広がり】 その結果、被告のヘイトクライムはさらに被害を拡大させることになった。被告人が、何らの直接的関係をもたないコリアン関連の家屋・施設を複数攻撃対象にしたことは、コリアンであれば誰でも攻撃対象になりうるという恐怖を、多くの日本在住のコリアンたち（在日コリアンのみならず、韓国などからのいわゆるニューカマーを含む）に抱かせることになったのである。これが連続放火事件だったと知ったときの衝撃について、複数のコリアンの証言を引用したい⁽²³⁾。

- ①（関東在住の在日コリアン・女性・50代）ウトロ放火事件、そしてそれが朝鮮半島にルーツを持つ人々の家屋や施設に対する連続放火であったことを知った時、「ついにここまで来たか…」と言う思いと、恐怖のあまり身体が硬直する感覚を覚えました。普通に生活していても、いつ、どんな機会に在日朝鮮人であることを知られるかも分からないし、知られた途端に攻撃されるかも知れないと感じました。まるで関東大震災の時のようだと思ったし、このまま進むといつか命が奪われる事件も起きるのではないかと思いました。
- ②（中国地方在住の在日コリアン・男性・30代）私たちは、私たちがただ在日コリアンであるという事実そのものによって、攻撃されうる存在、命を脅かされうる存在なのだということを、この事件によって再び思い知らされた。この日本のどこに住んでいようと、また食事をしている時も、働いている時も、寝ている時でさえ、とんでもない被害に遭うのではないかという恐怖。誰もが享受して良いはずの日常

的な安全や安心を、私たちは享受できなくても仕方がないんだという諦念。私の祖父母、父母たちが経験してきたように、私の子や孫の世代にも、平穏を得られないこの地獄のような日々がいつまでも変わらずに続くのではないかという絶望。こうしたことを再確認させるのに、この事件は十分だった。自分の体が燃やされたと感じたり、日常的に暴力の予感に晒されたりすることは、心身の健康を阻害するものでもある。できることならば、私だってこの恐ろしい事件について忘れてしまいたいし、気にしないでいたい。だが私が在日コリアンである限り、現実の社会がそれを許してはくれない。

③（関西在住の韓国人留学生・女性・30代）犯人が「韓国人が嫌いだから」というのを普通に言えることをみると、まず思ってしまうのは自分が韓国人ということだけで殺されることもあり得るという恐怖です。ポストに書いている名前だけで外国人であることが特定されるので、それまで気にしてなかったポストの名前が心配になってしまったり、外で友だちと韓国語で話す時も周りを気にしてしまいます。私の友だちは、子どもが外で「オンマ（お母さん）」と呼ぶだけで子どもに注意をしようそうです。今まで当たり前だったことが、心配になり、不安になります。日本在住のコリアンに聞けば聞くだけ、このような語りは次々に出てくる。これはほんの数例に過ぎない。このような心理的なストレスや行動様式の変更といったかたちで現れ出ている状況を見ると、これは社会的影響の一言で済ますことのできるものではなく、こうしたインパクトをも含めて公共の安全を害したものとみなすべきであり、またこうした身心に関わる負の影響をこうむった人々全体が広義の被害者であると言うべきものである。コリアンであるだけで攻撃されるかもしれないという怯えなどを広範に引き起こしている点において、本件はまさに人種差別撤廃条約が禁止を求めている人種差別的暴力事件に他ならない。

16. 【ヘイトクライム被害の長期的持続】 ここまでの記述において、既にヘイトクライムの被害者（広義を含む）に心理的な負の影響が見られている。人種差別的動機による犯罪の方がそれ以外の動機の犯罪に比べて、より感情への影響が見られ、それはマイノリティのエスニック集団の方が白人に比べて顕著であることが確認されているが⁽²⁴⁾、その後遺症が長期に渡ることが示唆されていることを、ここで確認しておきたい。ある追跡調査をおこなった研究によれば、ヘイトクライムの被害者は意気消沈、ストレス、怒りなどの PTSD の症状が他の犯罪被害者に比べて長期に渡り、その影響はヘイト以外の犯罪であれば2年、ヘイトクライムの場合は5年にわたって継続するという⁽²⁵⁾。テロリズムの場合、より長期間にわたる影響を調べた研究がある。ニューヨークでの9.11テロ（2001年）から15年間の影響を調査した研究によれば、レスキューなどに直接当たった人たちの場合、事件から3-5年後に PTSD 発症者の割合がむしろ高まってい

るケースも見られるし、近隣住民でも5-6年継続するケースも少なくない⁽²⁶⁾。

さらに、上記の引用でも関東大震災（1923年）における朝鮮人虐殺が想起されているが、このジェノサイドのトラウマ的記憶がたいへん広範かつ長期に渡っていることが実証研究で分かっている⁽²⁷⁾。虐殺の実態を公的に語っただけで「流言飛語」として取り締まられていた戦前においても、関東大震災のトラウマ的記憶は虐殺の生存者だけでなくその家族、知り合いなどを通じて広く伝わり、アジア太平洋戦争下の空襲時や日本の敗戦直後の状況における在日朝鮮人の恐怖感や回避行動として現れ出ていた。1990年代にいたってもトラウマ的記憶が受け継がれていたことが確認され、たとえば生存者のなかには夕焼けで空が赤く染まるたびに震える者があったし、生々しい話を聞かされた遺族のなかには9月1日が近づくたびに日本刀を持った侍が切りつけてくる悪夢にうなされる者もいた。本件のような人種差別的暴力事件においては、被害者の範囲の広がりに加えて、被害の影響の長期持続性にまで視野に入れて、被害の深刻性を捉える必要がある。

17. 【被害の深刻性】 以上のように、本件の被害はウトロ現住の直接の当事者をこえて、国内外に住むウトロ出身者、さらには日本でマイノリティとして暮らすコリアン全体にまで及んでいる。それも長期に渡って負の影響を及ぼす可能性が高い。何よりもこの被害の深刻性こそが、ヘイトクライムを加重処罰すべき第一の根拠となるのである。

4. 人種差別的動機とその悪質性

18. 【人種差別的動機の解明の意義】 如上の被害の深刻性を生み出したものは、人種差別的なメッセージとなって表出された暴力である。人種差別的動機の解明とは、このメッセージが故意に発せられたのか否か、故意だとして何を目的としたものなのかを明らかにすることに他ならない。本件においては、連続放火という暴力行為そのものやその後のメディアを通じたアピールによって、被告人が意図的にそうした人種差別的なメッセージを発しようとしたことが、はっきりと見てとれる。以下、その点を論証する。

19. 【「憎悪」よりも「偏見」「敵意】 本件冒頭陳述で「悪感情」という表現が用いられていたが、あらかじめ述べておけば、ヘイトクライムを裁く際に、この「ヘイト」（憎悪）という語のもたらすイメージにあまり引きずられてはならない。ヘイトクライムの成立にとって、特定の人種・民族集団全体を憎悪していることは必須条件ではない。このことはヘイトクライムの専門家らは口を揃えて述べていることである。たとえば『ヘイトクライム』と題された書物においてさえ、「『ヘイトクライム』とは実のところさほどヘイト〔憎悪〕にかかわるものではなく、バイアス〔偏った先入観〕ないし偏見の問題である」と述べているほどである⁽²⁸⁾。実際、他国の法律でも、ヘイトクライ

ムの動機を表す表現としては「バイアス」・「偏見」（米国）や「敵意」（英国）といった表現が用いられている⁽²⁹⁾。

20. 【「韓国」という括りの錯誤】 本件の犯行でまず注目されるのは、被告人が反感を抱き、攻撃の対象としたもののあいだに「韓国（人）」という恣意的な記号以外には何らの関連性がないということである。被告人が愛知の民団とそれに隣接する韓国学校の放火を計画するに際して、それと何らの関係のない名古屋の「あいちトリエンナーレ」での「表現の不自由展」や[報道]、同時期に報道されていた東京オリンピックでの韓国選手団の行動と結びつけられた[冒陳]。京都での放火を計画するに際しては、甲子園球場で京都国際高校の韓国語の校歌が流れたという報道と、ウトロ平和祈念館の建設の報道とを結びつけていた[冒陳]。在日コリアンや日本と朝鮮半島の関係を研究している私からすれば、これらは「韓国」という記号を除けば、実体としてはどうも結びつきようのないものである。こうした被告人の認識は、偏見と差別の研究においては「錯誤相関」(illusory correlations)として分析されてきたものの典型例といえる⁽³⁰⁾。これはマイノリティによる稀なできごとが注目を集めて記憶され、つながりのないところに相関関係が認知されてしまうというものである。被告人の場合、幼少時より「韓国（人）」をめぐるネガティブな認識枠組が形成されてきたなかで[弁護団]、ニュースやインターネット上のさまざまな書き込みを通じて、こうした錯誤相関が生じたと考えられる。

21. 【錯誤相関にもとづく暴力行為が生み出す恐怖】 この錯誤相関が実際の人種差別的暴力行為と組み合わさるからこそ、その対象となりうる人々にはそれが恐怖となる。ナチス・ドイツの迫害から逃れたアンネ・フランクが隠れ家をつけていた日記に「ひとりのキリスト教徒のすることは、その人間ひとりの責任だが、ひとりのユダヤ人のすることは、ユダヤ人全体にはねかえってくる」と怯えながら書き付けていたことは、まさにそのことを生々しく表している⁽³¹⁾。この「全体にはねかえってくる」という被害者側の認識は、加害者側の認識と行動を反映したものである。本件の被告人の言動[冒陳]においても、また「在日コリアンや韓国・朝鮮の人に、疑心や嫌悪感がある」という表現[報道]においても見られるように、韓国という国家、コリアンという民族、在日コリアンという日本のなかでのエスニックマイノリティ、朝鮮半島に関わる歴史問題など、一括りにしようのないものが一緒くたにされ、「全体」を構成している。

逆にいえば、被告人の攻撃対象は、「韓国（人）」に関わるという点においては、そしてその一点においてのみ首尾一貫している。その一点の共通性を有していることは攻撃する際の必須条件だが（属性の特定性）、それさえ満たしていれば何であっても攻撃の対象となりうるのである（置換可能性）。こうして攻撃されうる対象が、特定の括りに含まれていれば誰でもよかったこと、別の言い方をすれば差別化された集団のなかでの

無差別性を有していることこそが、そのターゲットとされたマイノリティに恐怖を与えるのである。そして加害者にとっては置換可能なものであっても、被害者にとっては置換不可能なもの、かげがえのないものであることはあらためて強調するまでもない。

22. 【脅迫的效果と排除の意図】 そして被告人の人種差別的動機の解明において何よりも注目されるべき点は、放火という暴力行為を通じてこうした恐怖心を含む脅迫的效果をコリアンに与えることを被告人自身がはっきりと意図していたことである。被告人は「在日コリアンに恐怖感を与えることを意識した」、「日本にいることに恐怖を感じるほどの事件を起こすのが効果的だった」と明言している〔報道〕。また、被告人は「日本から韓国人を排除したい」という信念を持っている〔弁護団〕。つまり、被告人の気に入らない在日コリアンを排除することを目的とし、恐怖を与える手段として放火をしたというわけである。被告人にとってウトロはその「象徴」に過ぎない。この点について、アジア系住民へのヘイトクライムに詳しい専門家は次のように述べている（強調は引用者）⁽³²⁾。

ヘイトクライムの犯行において、加害者にとっては個別特定の人物が重要なのではなく、被害者はかれらがターゲットとされたコミュニティのメンバーであるかぎりにおいて相互に交換可能なものである。実際、ヘイトクライムの被害者は個人としてではなく、象徴（symbol）として攻撃されたのである。かれらは、そのコミュニティの残りの方々へのメッセージを送るために攻撃された。

本件でも、被告人はウトロの住民との直接的な関係はなく、「個人的に恨みがあったわけではない」と述べている〔報道〕。にもかかわらず被告人がウトロに放火したのは、ウトロ地区という場所も、家屋に火をつけるという重大な犯行も、コリアン排除というメッセージを発信するための手段だったからに他ならない。逮捕後の被告人が記者らの取材に積極的に応じているのも、まさに彼がそうしたメッセージを公にすることを重視してきたからに他ならない。

23. 【テロリズムとしての性質をもったヘイトクライム】 特定の集団に対して、暴力を通じて恐怖心を与えながらメッセージを送り、自らの目的や信念を達成しようとしているという点において、本件はヘイトクライムであると同時にテロリズムとしての性格を濃厚に有している。昨今の実証研究においては、ヘイトクライムが国内テロリズムとのあいだに一定の類似性や関係性があるということが指摘されている⁽³³⁾。ここで、テロリズムの成立において、それに組織的な基盤があるか否かは関係ない。テロリズム研究においても、「自ら急進化した（self-radicalized）個人がその動機や信念を推し進めるために企てた暴力行為」をおこなう「一匹狼のテロリスト」の事例が無数に報告されている⁽³⁴⁾。実際、本件においても、インターネットなどを通じて「自ら急進化した」被告

人が、ウトロ放火当日晩に友人に送った LINE において「ド派手なテロファイヤーが起きてはりますわ」と表現していることや [公判]、自らの放火行為を「テロ」と自認していることも判明している [弁護団]。現実にはこのような行為によって、「日本から韓国人を排除したい」という被告人の目的が達成されることは、全くもってあり得ない。しかし、多くのテロリズムと同様に、いかにその目的と達成手段（暴力）の組み合わせが非現実的なものであっても、そのターゲットとされうる集団に被害を及ぼし恐怖心を与えようという目論みの方は、残念ながらある程度実現されてしまったと言わざるを得ない。

24. 【バイアスの特徴 (1) 歴史認識】 ここまでの論述からも見てとれるように、被告人が排除と攻撃の対象として「韓国 (人)」を語る時、既にそこに相当のバイアスのかかった性格付与がおこなわれている。このバイアスこそがヘイトクライムの源泉となっているので、ここでその特徴を分析する。あらかじめその特徴を端的に言えば、被告人は歴史認識と現状認識の両面において、コリアンが日本 (人) に何らかの「害悪」を及ぼしているという先入観を抱いていることが確認される。これは、米国のヘイトクライム研究で試みられている犯罪者の類型化に即していえば、有害ないしは望ましくないと思なした個人ないし集団を排除しようとする「ミッション型ヘイトクライム」に当たる⁽³⁵⁾。実際に敵意を抱いて害悪を及ぼしたのは被告人の方なので、完全に逆転しているが (心理学でいう「投影」の典型)、ここではあくまでも被告人の認識という次元の問題として検討する。以下、まず歴史認識から述べよう。

被告人は、ウトロの「土地問題」と呼ばれるものの歴史性を全く鑑みることがなく、YouTube などを通じて得たにわか仕込みの偏った知識をもとに、住民たちが生活を守るたたかいの過程で掲げた看板をウトロ平和祈念館に展示することについて反発している。「祈念館の展示方針が日本人と在日コリアンの「衝突」を引き起こす姿勢」だと考えたとか、「展示は、過去の経緯の正当化ととられて当然。不快感を抱く人は何千、何万もいる」「展示品を使用できなくすれば、関係者が対応を迫られると考えた」と思ったと語っている [報道]。つまり、被告人はウトロ地区であればどこに火をつけてもよかつたのではなく、まさに住民たちの歴史的な抵抗の証を特に狙って、それらが保管されていた倉庫に火を付けたという事実が確認される。ここから、被告人は住民たちの生活のための抵抗を「日本 (人) に対する韓国人の害悪」と解釈していることが分かる。被告人はその先入観があまりに強いため、その解釈のフレームに適合する情報しか目にとまらず、その結果として現在地権者にとって「不法占拠」と言えるような状況が生じていないという事実も認識するにいたらなかった。さらに被告人はウトロの住民を一方的に「不法滞在」と決めつけている節もある [弁護団]。日本のレイシスト (人種・民族差別主義者) たちは、20 世紀以来、事あるたびに在日朝鮮人に対して「帰れ」と言

いつのつてきたが、被告人による根拠薄弱な「不法滞在」論もそうした排除の言辞の言い換えに過ぎない。要するに被告人には「日本（人）に害悪をもたらしている韓国（人）を攻撃したい」という前提が先にある、その口実となりうる情報をパッチワークのように継ぎ接ぎしたと考えざるを得ない。

最初からウトロがターゲットではなかった事実も、そのことを裏付けている。被告人は、日本に暮らすコリアンの一部が「国内でいろいろと反日活動をしている」と述べ、その一例として名古屋の「表現の不自由展」を挙げてもある [報道]。愛知の民団への放火は、その認識とも関わっている。それが事実無根の錯誤相関であることは既に述べたとおりである。つまり、被告人は自らが「反日」とみなしたものを排撃すべく、その象徴としてウトロや民団に目をつけて放火したのである⁽³⁶⁾。

以上まとめれば、被告人にとっては、「反日」とみなした「韓国（人）」に関連した何かを攻撃しようという結論が先にある、そのための材料（ネタ）を探してウトロに辿り着いたというべきものであり、土地所有をめぐる細々とした理由は全て後付けのものであると考えてよからう。

25. 【バイアスの特徴 (2) 現状認識 (在日特権論)】 被告人の現状認識についていえば、彼は在日コリアンが「特別待遇」を受けていると考えている [報道]。被告人は、日本の「韓国人」が「政府から補助を受けている」とか、「日本人より優遇されている」と主張している [弁護団]。

これは「在日特権」論と総称され、日本の排外主義者たちが2000年代以降特に好んで用いてきたレトリックであり、実証的に詰めていくとまず根拠が疑わしいものばかりである⁽³⁷⁾。たとえば「優遇」云々の事例として、在日コリアンの生活保護率が高いといったことがしばしば根拠であげられるが、それは在日コリアンに相対的に貧困者が多いということの産物であって、「特権」どころか外国籍者には生活保護に係る不服申立の権利すら与えられていない⁽³⁸⁾。税金は外国籍者にも同じように課せられているが、参政権からは排除されているため、その税金の用途をめぐる意思決定に参加することもできない。在日コリアンが「日本人よりも優遇されている」などという主張は、いわゆる「ネット右翼」がインターネット上で拡散しているデマの類いに過ぎない。このような情報はインターネット上で規制されることもなく広まっているため、ネットユーザーの認識に一度こうした解釈のフレームができてしまえば、容易にその主張を真実と思いついでしまう。

こうした「在日特権」論に代表されるような主張にもとづく人種差別のあり方は、研究者のあいだでは「現代的レイシズム」と呼んでいる。ある人種・民族が劣っているとみなしておこなわれる差別を「古典的レイシズム」と言うのに対して、既に差別はなくなっているのにマイノリティ集団が過剰な要求をして不当に特権を得ているとみなして

攻撃する類いの差別を「現代的レイシズム」と言って、日本以外でも見られる現象である。そして日本のインターネット上では、この「現代的レイシズム」の語りが、しばしば歴史問題と結合しながら表れていることが実証されている⁽³⁹⁾。排外主義団体に参加していった人々においても、インターネット等を通じて「反日」や「在日特権」や歴史問題の解釈のフレームを増強していったことが確認されているが⁽⁴⁰⁾、被告人の場合もそうした過程を経て、「害悪」をもたらす「反日」の「韓国(人)」を排除すべきだという認識枠を固めていった末に、一人で行動にいたったと考えられる。

26. 【犯行を正当化するためのレトリック】 被告人がウトロ地区は「不法占拠」だなどとして、自らの攻撃対象の「不法性」を強調するとき、それは「法令は遵守すべきだ」という道徳的前提に根拠を置き、そのことによって自らの犯行を正当化しようとしている。これは既に古典となった非行少年を対象とした社会学的研究において、「中和の技術」と呼ばれたものの典型である⁽⁴¹⁾。中和の技術論によれば、非行少年は法令を遵守する人々を褒め称えるときにも、被害を受けてもかまわない人々とそうであってはならない人々を峻別する。そのうえで自らの行為を正当化する「中和の技術」を5つ挙げているが、本件の被告人の弁明のうち該当するものでいえば、被害者の否定（被害があったとしても、このような被害をこうむってもしかたがない）、より高い忠義への訴え（より大きな目的と必要のためだ）の2つがよく当てはまる。

27. 【ネット右翼と文化的なヘイト】 この点でさらに注視すべきことは、インターネットでの書き込みをはじめとして、既に文化的にヘイトが広がっている状態の場合、この「中和」を加害者自らが起こすまでもないということである。「暴力の文化的正当化としてのヘイト」という研究⁽⁴²⁾によれば、文化となったヘイトは「敵」を特定するとともに、犯行後には攻撃に対する口実も提供する。実際、被告人はウトロでの放火を決心するにあたって、ヤフーニュースのコメント（ヤフコメ）の「なぜこういう施設ができるのか」「なぜ日本にこういう人たちがいるのか。日本から出て行け」という書き込みに「いいね」（賛同）の反応が数千件ついていたことを、「事件を起こす上で指標の一つとなった」と述べている〔報道〕。被告人は、こうした点から自らの犯行に対して、あるいは少なくとも自らが発しようとしたメッセージに対して、日本社会で共感が広がると期待していたと思われる。

このことから分かるように、被告人が放火を通じてメッセージを投げかけようとしたのは在日コリアンだけではない。アピールしたいと考えているもう一つの対象は日本社会である。被告人の場合、その中心がヤフーニュースのコメント（ヤフコメ）であった。被告人はヤフコメを情報収集の手段として信頼していた〔報道〕。「ヤフコメ」は朝鮮半島やコリアンのニュースが流れるたびに人種差別的なコメントであふれるが、そのような場に被告人は信頼をおいていたということである。こうしたマスコミの報道への

不信と、インターネット上のオルタナティブで差別的な情報への信頼、それにとまなうネット利用頻度の高さは、「ネット右翼」と総称されるインターネットユーザーに一般的に見られることが研究でも確認されている⁽⁴³⁾。

そして被告人にとって「ヤフコメ」は、犯行を通じて自らのメッセージを發し、その政治目的を達成するための重要な場ともみなされている。被告人は、「日本のヤフコメ民にヒートアップした言動を取らせることで、問題をより深く浮き彫りにさせる目的もありました」と語っている [報道]。インターネット上の書き込みなど、ことばで發信するだけでは發言が「広がるか疑問。賛同者を得るにも時間がかかる」と考えた被告人は、「犯罪という認識はあったが、何が問題かと言うことを人々に瞬時に判断してもらうため」に犯行に及んだと説明している [報道]。被告人は日本と韓国の「国交断絶」を目指しており、自らの放火がそのきっかけとなってほしいといった目的も被告人は語っている [弁護団]。「国交断絶」などという表現は「ネット右翼」が書き込みで使う勇ましげな常套句にすぎず、実際にこのような行為で現実「国交断絶」などが起きるわけもないが、このことは被告人がこうした主張が通用すると思っている世界に身を置いているということをよく示している。

実際のところ、被告人が逮捕され、ウトロの火災が放火だったことが判明した際の「ヤフコメ」を見ると⁽⁴⁴⁾、明確に差別行為に反対する書き込みもあるだけでなく、放火自体にあからさまな讃辞を送る意見はさすがに見られないことからして、被告人の初期の目的が達成されたとは言えない。その一方で、放火という手段は批判しつつも、ウトロ地区を「不法占拠」だとして非難し、排除したいという被告人の主張への賛同も少なからず確認される。そのことはヤフコメ等でのネット右翼の排外主義的な書き込みが醸成する日本社会の言論環境が、被告人の言動の文化的正当化となっていることを意味している。

28. 【文化的環境がもたらす反省の欠如】 このように日常的に蓄積された文化的な環境が、被告人の言動の下支えになっている。さらにいえば、民間から政府にいたるまで、日本社会に広がってしまっている「韓国」「北朝鮮」「在日」に対する否定的態度が本件の背景となっていることは見逃すわけにはいかない。こうした文化的環境であるからこそ、被告人の態度には反省が欠如している。記者に対し、「私がこうして取材に応じているのは、信念がいまなお続いているからにはほかなりません」 [報道] と述べているのも、根本にある考えに一切の変更がない証左である。「もし逮捕されずに、加えて事件に関して何の論評もされぬまま風化したと感じられた場合、4ヶ所目の放火、それに準ずる事件を実行する計画がありました」 [報道] とも述べているように、メッセージを風化させないためには、何度でも犯行を繰り返す可能性すら示唆している。「テロ」の目的達成のためには仕方がなかったとの供述もある [弁護団]。私はこのことを極めて

深く憂慮する。第二、第三のヘイトクライムを引きおこさせないためにも、検察庁と裁判所は「人種差別的暴力行為は断固許さない」という明確なメッセージを発していただきたい。

5. おわりに

29. 【ヘイトクライムの判例に向けて】 本件については、日本国内のメディアはもとより、韓国や英語圏でも広く報道されている。加えて、既に述べたとおり、日本政府もまた人種差別撤廃委員会において人種差別事件を適正に裁いていると明言しており、本件の行く末は、国際的にも注目を浴びている。証拠と供述からして被告人が有罪となることは確実と見てよからうが、それだけでは日本の国家機関は人種差別撤廃条約の義務を履行したことにはならない。重要なのは、本意見書で述べたように、被害と加害の両面からして、本件が人種差別的暴力事件に他ならないことを審理の過程で明らかにし、それを誤解の余地のないほど明確に判示することである。これほどのあからさまな事件であっても日本の刑事司法ではまた結局ヘイトクライムとして裁かれなかったということになれば、それ自体が「日本はヘイトクライムに寛容な国である」という国内外へのメッセージとなる。それは日本社会でのヘイトクライムの許容度をさらに拡大することにもつながる。どうかためらうことなく、日本における人種差別撤廃に向けた歴史的な一歩を踏み出していただきたい。

注

- (1) レイズムに関わる主要な拙著を掲げれば次のとおりである（特に何も記していないものは単著論文）。田中宏・板垣竜太編『日韓 新たな始まりのための20章』（岩波書店、2007年）。「制度的レイズムと闘う：京都朝鮮初級学校襲撃事件の高裁判決の意義と課題」（『部落解放』698, 2014年）。「歴史的関係性に根ざした反レイズムに向けて」（『フォーラム現代社会学』14, 2015年）。「レイズムの歴史性と制度性」（『法学セミナー』2015年7月号, 2015年）。“The Anatomy of Korea-phobia in Japan,” *Japanese Studies*, 35(1), 2015. 「基調報告 日本のレイズムとヘイトスピーチ」（LAZAK（在日コリアン弁護士協会）編『ヘイトスピーチはどこまで規制できるか』影書房、2016年）。
- (2) 意見書はそれぞれ一般公開している。「朝鮮学校への嫌がらせ裁判に対する意見書」（『評論・社会科学』105, 2013年）。「企業におけるレイシャル・ハラスメントに関する意見書」（『評論・社会科学』122, 2017年）。
- (3) 京都府・京都市に有効なヘイトスピーチ対策の推進を求める会（以下「求める会」）については、ウェブサイト（<https://antiracismkyoto.wixsite.com/antiracism>）を参照。企業研修については、たとえば多民族共生人権教育センターの「多民族共生人権啓発リーダー・スキルアップ1日研修会」（2021年10月22日）の講師を務めた。大学の対策については、求める会の活動の一環として『2021年度 大学のレイシャル・ハラスメント対策に関する実態調査報告書』をとりまとめた。
- (4) 以下の人種差別撤廃条約関連の文書の日本語訳は、外務省の特設ページ「人種差別撤廃条約」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/index.html>）に掲載されている「仮訳」による。
- (5) 「人種差別撤廃条約第1回・第2回定期報告（仮訳）」2000年1月, para.50。

- (6) 同, para.54。
- (7) 「人種差別撤廃条約第7回・第8回・第9回政府報告(仮訳)」2013年1月, para.93。日本政府の日本語「仮訳」では、「人種差別的動機」と「人種主義的動機」という訳語の揺れがあるが、英語原文からしても、前者に統一した方がよいと判断した。
- (8) 前掲「人種差別撤廃条約第1回・第2回定期報告(仮訳)」para.50。本件はそもそも被告人の表現行為がそれ自体を犯罪として立件しているものではないし、公訴事実に記載された罪名も全て刑法上に明確に規定された放火などの犯罪行為である。
- (9) 上記の人種差別撤廃委員会における日本政府の報告を受けても、同委員会ではなお懸念を表明し、是正を勧告している(「第7回・第8回・第9回政府報告に関する人種差別撤廃委員会の総括所見(仮訳)」2014年9月, para.10-11)。
- (10) Paul Iganski & Spiridoula Lagou, “How Hate Crimes Hurt More: Evidence from the British Crime Survey,” Iganski ed., *Hate Crimes Volume 2: The Consequences of Hate Crime*, Praeger Perspectives, 2009. この全5巻の論文集『ヘイトクライム』(2009年)の内容については、前田朗『ヘイト・スピーチ法研究序説：差別扇動犯罪の刑法学』(三一書房, 2015年, 第3~4章)に比較的詳細に紹介されている。
- (11) 本意見書では特に断りのない限り、以下の報道を利用する。①NHK「なぜ22歳の青年は火をつけたのか 求められるヘイトクライム対策」(2022年3月28日放送「ニュースウオッチ9」)。②斎智広太「「ヤフコメ民をヒートアップさせたかった」在日コリアンを狙った22歳。ウトロ放火事件“ヘイトクライム”の動機とは」(BuzzFeed, 2022年4月15日)。③「面会や手紙で「ヘイト」否定も 京都・ウトロ放火被告、記者に語ったことは」(『京都新聞』2022年5月14日)。④「「在日の歴史、勉強して」ウトロ放火・初公判、住民らの思いは」(『朝日新聞』2022年5月17日)。
- (12) イギリスの内務省の報告書でも、ヘイトクライムは直接の被害者をこえて、友人、家族、同じような特徴を共有する人々のコミュニティにまでインパクトを与え、行動様式に影響を及ぼしていることが確認されている(Olivia Hambly et al., *Hate Crime: A Thematic Review of the Current Evidence*, Research Report 102, Home Office, 2018)。
- (13) Paul Iganski, “Hate Crimes Hurt More,” *American Behavioral Scientist*, 45(4), 2001.
- (14) Barbara Perry & Shahid Alvi, “‘We are all vulnerable’: The *in terrorem* effects of hate crimes,” *International Review of Victimology*, 18(1), 2011.
- (15) ウトロ住民の歴史的経験については、中村一成『ウトロ ここで生き、ここで死ぬ』(三一書房, 2022)をぜひとも読んでいただきたい。
- (16) 中村一成・前掲書, p.5。
- (17) 中村一成・前掲書, p.346。
- (18) 2021年12月26日に同志社大学で開かれた集会「ウトロでの放火事件を許さない!ヘイトクライムのない社会をめざす市民集会」(以下「12.26ウトロ集会」と略す)での金秀煥さんの発言より。
- (19) 「12.26ウトロ集会」での具良鈺さんの発言原稿より。
- (20) 宇治市の警察と消防署が最初から漏電による失火を疑っていたと考えられ、その現場検証のあり方にも人種差別的な偏見が介在していた可能性が高い。中村一成前掲書(p.341)によれば、警察・消防は火元の倉庫ではなく、隣の空き家を重点的に検証していたという。中村は、同家の住民が既に死去していたことにかんがみれば、「盗電」を最初から疑うという人種差別的偏見にもとづく捜査があったのではないかと問題提起している。
- (21) 金秀煥氏の語りによる。
- (22) NHKニュース(2021年12月6日)、関西テレビ・ニュース(2021年12月6日)、『毎日新聞』2021年12月7日ほか。
- (23) 本意見書を準備するにあたって、私が直接知っているコリアンに協力を依頼して、書いてもらったものである。いずれもウトロに関心を寄せるコリアンであり、その意味では一定の偏りがあることは否めないが、現在ウトロに在住する人やかつての住民でなくても、これだけの衝撃を受けた者がいるというサンプルとしては必要十分である。
- (24) Paul Iganski, *‘Hate Crime’ and the City*, Policy Press, 2008, Table 4.2.

- (25) Herek et al., "Psychological sequelae of hate-crime victimization among lesbian, gay, and bisexual adults," *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 67(6), 1999.
- (26) Lawrell et al. "9/11-related PTSD among highly exposed populations: a systematic review 15 years after the attack," *Psychological Medicine*, 48(4), 2018.
- (27) 鄭永寿「関東大震災時の虐殺事件によるトラウマ的体験とそのゆくえ」『*Quadrante*』17, 2015年；同「敗戦／解放前後における日本人の「疑心暗鬼」と朝鮮人の恐怖」『 *코리아研究*』7, 2016年。
- (28) Jacobs & Potter, *Hate Crimes: Criminal Law & Identity Politics*, Oxford University Press, 1998, p.18.
- (29) 米国については司法省サイト (<https://www.justice.gov/hatecrimes/learn-about-hate-crimes>)、英国については、ウォルターズ（寺中誠監訳）『ヘイトクライムと修復的司法』（明石書店，2018年，p.45）を参照。
- (30) Hamilton & Gifford, "Illusory correlation in interpersonal perception: A cognitive basis of stereotypic judgments," *Journal of Experimental Social Psychology*, 12(4), 1976. Risen et al., "One-Shot Illusory Correlations and Stereotype Formation," *Personality and Social Psychology Bulletin*, 33(11), 2007.
- (31) アンネ・フランク（深町真理子訳）『アンネの日記』（増補改訂版，文春文庫，2014年）の1944年5月22日の記述による。この2ヵ月ほど後に彼女の一家はナチス親衛隊に見つかり，強制収容所に送られた。
- (32) Helen Ahn Lim, "Beyond the Immediate Victim: Understanding Hate Crimes as Message Crimes," Iganski ed., *Hate Crimes Volume 2*, 2009. この引用でいう「コミュニティ」とは，同じ地域の住民にとどまるものではなく，民族や人種などの属性を共有する集団のことである。
- (33) Randy Blazak, "Isn't Every Crime a Hate Crime?: The Case for Hate Crime Laws," *Sociology Compass*, 5(4), 2011; Shirin Sinnar, "Hate Crimes, Terrorism, and the Framing of White Supremacist Violence," *California Law Review*, 110, 2022.
- (34) Rodger Bates, "Dancing with Wolves: Today's Lone Wolf Terrorists," *The Journal of Public and Professional Sociology*, 4(1), 2012.
- (35) J. McDevitt et al., "Hate Crime Offenders: An Expanded Typology," *Journal of Social Issues*, 58(2), 2002; Fisher & Salfati, "Behavior and Motivation: Typologies of Hate-Motivated Offenders," Randy Blazak ed., *Hate Crimes Volume 4 Hate Crime Offenders*, Praeger Perspectives, 2009. これ以外に「スリル型」，「防衛型」，「報復型」という類型が提示されている。被告人の語りから，本件には「スリル型」の側面も多少含まれているとも考えられる。
- (36) 日本で，「反日」というラベリングがレイシズムを動機とした攻撃を歴史的に生み出してきたことについては，拙稿・前掲「基調報告 日本のレイシズムとヘイトスピーチ」で論じた。
- (37) 安田浩一『ネットと愛国：在特会の「闇」を追いかけて』（講談社，2012年，第5章）。
- (38) 厚生労働省「生活保護に係る外国人からの不服申立ての取扱いについて（通知）」（2001年10月15日）。
- (39) 現代レイシズムの定義とインターネット上の語りの分析については，高史明『レイシズムを解剖する：在日コリアンへの偏見とインターネット』（勁草書房，2015年）が参考になる。
- (40) 樋口直人『日本型排外主義：在特会・外国人参政権・東アジア地政学』（名古屋大学出版会，2014年，第4-5章）。
- (41) Sykes & Matza, "Techniques of Neutralization: A Theory of Delinquency," *American Sociological Review*, 22(6), 1957.
- (42) J. Levin & G. Rabrenovic, "Hate as Cultural Justification for Violence," Brian Levin ed., *Hate Crimes Volume 1: Understanding and Defining Hate Crime*, Praeger Perspectives.
- (43) たとえば，樋口直人ほか『ネット右翼とは何か』（青弓社，2019年），伊藤昌亮『ネット右派の歴史社会学』（青弓社，2019年）を参照。
- (44) 古いヤフーニュースはほとんど残っていないが，ABEMA TIMES「ウトロ地区放火事件，Yahoo! ニュースのコメント欄には肯定する投稿も ヘイト対策は“排除”だけでなく“包摂”を」（2021年12月8日）についていたコメントを参照した (<https://news.yahoo.co.jp/articles/3d16ef370aa944f6225476b78b7d0aacb7756aa4>)。〔 〕内は板垣の補足である。